

家族と触れ合う時間を 作りましょう!

厚生労働省では、昨年度人吉市と連携を図りながら、地域における休暇取得促進の働きかけを行う「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を行いました。平成26年度も昨年度の事業結果等を踏まえながら、引き続き同事業を行います。

人吉市内の小・中学校が学校休業日となる10月9日(木)の「おくんち祭」に合わせて、年次有給休暇を活用して家族と触れ合う時間を作りたいなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図る環境づくりを支援します。



「おくんち祭」に 年次有給休暇を活用して 参加しましょう!

©2010熊本県
くまモン #15138

「おくんち祭」に
くまモンが
やってきます!!

12:30より
開催予定

今年も「おくんち祭」の当日には、メイン会場となる青井阿蘇神社の境内に“くまモン”がやってきて、お祭りを盛り上げます。もちろんくまモン体操も披露するモン! ちびっ子たちも、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん達と一緒に見に来てね!

休暇取得に向けた 環境づくりに取組みましょう!!!

休暇の取得促進に向けて、それぞれの立場で皆様が当事者となって取り組むことが必要です。

具体的には、

- 1 経営トップによる社内への休暇取得推進の呼びかけ
- 2 管理者が率先して休暇取得
- 3 労働組合等による企業、労働者への働きかけ

などが考えられます。

事業主の皆様へ

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

おくんち祭や夏季、年末年始の時季に合わせて、休暇を設定しましょう。

10月						
S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

おくんち祭

年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

導入すると、休暇取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定した活動を行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営が可能になります。

休日が飛び石になっている場合、橋渡しとしての休日を設定し、連休にしましょう。

12月						
S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



厚生労働省

熊本労働局

人吉労働基準監督署



熊本県



人吉市

(平成26年度 厚生労働省委託事業実施機関 問い合わせ先 公益財団法人 地方経済総合研究所 〒860-0012 熊本市中央区紺屋今町9番6号 熊本紺屋今町ビル8階 TEL.096-326-8634)

